

東海岡山県人会会則

第1章 総則

(名称および目的)

- 第1条 この会は東海岡山県人会と称する。
この会は下記の第4条に定める会員相互の親睦と情報交換による絆を深め、会員各自の啓発につとめる。
この会の行事に参加し、岡山県人としての自覚と責任を強め、健康で明るい生活を推進することを目的とする。

(事業)

- 第2条 この会は第1条の目的を遂行するために、会員の意見を取り入れて次の事業を行う。
- 1 会員参加の懇親会やイベントを企画開催する。
又、岡山県 PR 等に関する外部イベント（主にふるさと全国県人会まつり・春日井まつり）にも積極的に参加する。
 - 2 会報の発行・配布
会員の情報交換と岡山県・愛知県を広く伝える目的で「晴れの国 東海岡山県人会だより」を年1回発行する。
また、臨時で「東海岡山県人会ニュース」を発行することもある。
 - 3 岡山県・岡山県各市町村・愛知県・名古屋市・広島県・山口県・鳥取県・島根県・読売新聞中部支社（全国県人会東海地区連絡協議会事務局）などとの積極的な交流を図る。
 - 4 会員増強の為の PR 活動・ホームページ・SNS の更なる活用を行う。
- 第3条 この会の事務所を名古屋市中区丸の内 2-14-4 エグゼ丸の内 904 に置く。

第2章 会員

(資格)

- 第4条 この会の会員資格は次の通りとする。
愛知・岐阜・三重の3県ならびに隣接する県（静岡県浜松地区等）に居住する岡山県出身者とその家族、および岡山県に縁故のある者、また岡山県在住経験者（以下広く岡山県人という。）のうち、入会の手続きを済ませたものを会員という。

(入会)

- 第5条 この会の入会希望者は所定の入会申込書により申し込み、入会金として年会費を納付する。新規入会者は総会にて報告する。

(退会)

- 第6条 退会にあたっては各人がその旨を事務局に通知する。
又、過去3年間以上、本人と事務局との連絡が無い場合は事務局において退会通知を行う。

第3章 役員

(役員)

第7条 この会に次の役職を置く。任期は2年とし、再任については会長より確認依頼を行い、相互の意思を尊重し、決定する。

1	会 長	1名
2	会 長 補 佐	1名
3	副 会 長	若干名
4	相 談 役	若干名
5	事 務 局 長	1名
6	顧 問	1名
7	監 事	1名
8	幹 事 長	1名
9	副 幹 事 長	2名
10	幹 事	若干名

(選任方法)

第8条 役員を選任方法は次の通りとする。

- 1 新役員（監事を除く）は、役員会（第10条1項）において選任し、総会の承認を得なければならない。
- 2 監事は一般の会員の中から、役員会の合意を得たうえで選任し、総会の承認を得なければならない。

(職務)

第9条 役員は次の通りである

- 1 会長はこの会の代表として業務を総括する。
また、対外折衝（愛知県・岡山県・岡山市他市町村への協力依頼及び東京岡山県人会と近畿おかやま会と読売新聞中部支社（全国県人会東海地区連絡協議会事務局）と中国四県である広島・山口・島根・鳥取との交流促進等）を行うことがある。
- 2 会長補佐は会長と常時連絡を取り、会長の考えを基にこの会の内外（外部の主要会議も含む）の管理運営全般について、会長の業務を補佐・代行する。
- 3 副会長は主な行事（総会・新年会・ふるさと全国県人会まつり春日井まつり・ゴルフ部会・会員交流部会）の企画立案・推進・評価を行うと共に、会長・会長補佐・事務局に対し提言・助言も行う。なお、副会長の役割分担は、別途「各部会における副会長他の役割表」を参照のこと。
- 4 相談役は大所・高所から会長に対し提言・助言を行い、会長・各役員を補佐する。
- 5 事務局長は会長の命を受け、この会の運営に必要な職務を行う。
- 6 監事はこの会の収支および財産の状況ならびに業務執行の状況を監査し、会長の承認を得たうえで、総会に報告する。
- 7 幹事長、副幹事長、幹事は会長・会長補佐・副会長・事務局長の命を受け各行事の実行推進を補佐する。

第4章 会議

(役員会)

- 第10条 この会に役員会・トップ役員会を置く。
- 1 役員会は会長が招集して議長を務め、会長・会長補佐・副会長・事務局長より構成する。
 - 2 役員会の主な業務は運営・イベントの開催・収支予算・決算等総会に提出すべき事項について協議し決定することである。
 - 3 幹事長・副幹事長・幹事が役員会に参加する事もある。
 - 4 トップ役員会は、会長の諮問機関としての機能を有する。
会長が招集して議長を務める。
この会議は会長・会長補佐・副会長・相談役・事務局長・監事により構成される。
 - 5 会議形式は対面が望ましいが、状況によりそれが難しい場合は、事前に資料を配布し、通信によって行う事もある。
 - 6 上記会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
ただし、賛否同数のときは、議長が決定する。

(総会)

- 第11条 総会は毎年1回の定期開催のほか、会長が必要と認めた時に役員会の承認を得て臨時に開催することができる。
- 1 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
 - 2 次に掲げる事項については役員会の了解を経て総会の承認を得なければならない。
 - (1) 収支予算および事業計画
 - (2) 収支決算および事業報告
 - (3) 新役員の選任
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、この会の運営に関する重要事項
 - 3 不測の状況で開催が出来ない場合には資料の配布をもって、開催に代える。

第5章 資産及び会計

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会の運営費用)

第13条 この会の運営に必要な費用は会員の会費・寄付金・広告宣伝料およびその他の収入によりまかなう。

(会費)

第14条 年会費は下記の金額とする。
但し必要に応じ、臨時会費を徴収することができる。

会	長	10,000円
会	長 補 佐	9,000円
副	会 長	8,000円
相	談 役	8,000円
事	務 局 長	8,000円
顧	問	8,000円
監	事	8,000円
幹	事 長・副幹事長	7,000円
幹	事	7,000円
一	般 会 員	3,000円

なお、年会費について事務局は4月初めに請求書を発送し、各会員は4月末までの納付を原則とする。

付 則

(会則の変更)

第15条 この会則を変更しようとするときは、事務局で原案を作成し、トップ役員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(実施時期)

第16条 この会則は、2021年（令和3年）9月1日から施行する。

2021年（令和3年）12月1日

東海岡山県人会・会長

今城 良悟